平成２２年（フ）第２６８号
大分市牧２丁目１番36号牧サンロイヤル213
債務者　武石三代子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２８２号
大分市原新町13番15号
債務者　橋本　　学
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９５号
大分市城東町11番20号ドエル城東102
債務者　佐藤　景子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５号
宮崎県延岡市別府町3909番地４
債務者　後藤　建視
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２８７号
奈良市神功５丁目13番地の６
債務者　満汐　羊子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３００号
奈良県大和郡山市額田部北町567―５　レオパレスソアラ111号室、住民票上の住所大阪府河内長野市西代町２番６号
債務者　小松　省五
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７２号
広島県福山市春日町１丁目20番12号　サンシャインＦ　Ｂ―102、旧住所広島県福山市春日町７丁目14番14号　エンジェル・エリＡ―103
債務者　清水　美江（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１７０号
広島県福山市新市町大字戸手242番地１
債務者　住田　充代
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１７３号
広島県府中市中須町1445番地３、旧住所広島県福山市駅家町大字法成寺95番地の５パゥムヴィレッジ403号
債務者　大石　孝政
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５０号
富山市黒瀬859番地４
債務者　木屋　和美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５９号
富山市婦中町笹倉４区591　ブロード浅野202号、登録原票上の居住地富山市婦中町宮ヶ島355番地　市営住宅７―103
債務者　林　　栄**徒**
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７号
高知県宿毛市西町５丁目13番25―３号
債務者　梅原　好文
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第４８号
高知県宿毛市錦1058番地12
債務者　上田　義和
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１４３号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目12番地
債務者　大野由美子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４６号
神奈川県逗子市久木２丁目５番10号　ミニマーヒサギ103号
債務者　大黒　好江
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１５５号
神奈川県逗子市久木２丁目４番２号
債務者　野村　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１１２号
名古屋市中川区戸田５丁目705番地　ロイヤルハイツ１―Ｄ号
債務者　原　　嵩
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部